公認柔道指導者資格制度運用規則

第一章　資格取得希望者、資格保有者に向けて

1.資格の取得

1.1.概要

公認柔道指導者資格を取得するためには、該当する指導員養成講習会（以下、養成講習会）の全ての講習を受講し、資格審査試験（検定試験および課題審査）に合格しなければならない

1.2.指導員養成講習会

①A 指導員養成講習会は公益財団法人全日本柔道連盟（以下，本連盟）が主催する。ただし開催場所となる都道府県連盟（協会）に会場準備や補助員派遣等を依頼する場合がある。

②B 指導員養成講習会および C 指導員養成講習会は各都道府県連盟（協会）が主催する。

1.2.1.養成講習会の受講要件

登録、年齢、段位、指導経験等および推薦（A 指導員のみ）の受講要件は、全て受講する養成講習会の初日までに満たしていなければならない。

1.2.1.1.登録

受講者は本連盟登録会員であること、また事前に所定の手続きを取り許可を受けた者が受講者となることができる。

1.2.1.2.年齢

A 指導員：養成講習会の初日現在で満 22 歳以上
B 指導員：養成講習会の初日現在で満 20 歳以上
C 指導員：養成講習会の初日現在で満 18 歳以上

1.2.1.3.段位

A 指導員：四段以上
B 指導員：三段以上
C 指導員：二段以上または教員免許状所持者

1.2.1.4.指導経験等

A 指導員：B 指導員資格取得後 2 年以上継続的に指導に関わっていること
B 指導員：C 指導員資格取得後 2 年以上継続的に指導に関わっていること
C 指導員：特に必要なし

指導経験の年数は、年間合計 30 時間程度以上の指導経験がある年の合計とする。指導とは実技や監督業務等に限定されず、連盟（協会）役員など柔道活動全般に関する指導と広くとらえる。履歴等の申請書類で確認できない場合は、必要に応じて証明できる書類の提出を求められることがある。

1.2.1.5.推薦

A 指導員養成講習会の受講に関しては、都道府県連盟（協会）資格審査委員会の推薦を受ける必要がある。

1.2.2.養成講習会の種類

A 指導員の取得を希望する者：本連盟が主催する A 指導員養成講習会
B 指導員の取得を希望する者：都道府県連盟（協会）が主催する B 指導員養成講習会
C 指導員の取得を希望する者：都道府県連盟（協会）が主催する C 指導員養成講習会

これらの養成講習会は自身が所属する都道府県連盟（協会）以外が実施するものを受講することも可能である。その際、以下に示す手順で、あらかじめ所属連盟（協会）を通じて受講希望先の連盟（協会）に受講の可否を問い合わせてから受講する必要がある。
①受講希望者が所属連盟（協会）に申し込む。
②所属連盟（協会）が実施連盟（協会）に受講の可否を問い合わせる。
③受講可の場合は、所属連盟（協会）が受講票を発行する。
④受講希望者が受講し、実施連盟（協会）へ受講票を提出する。
⑤実施連盟（協会）は受講証明書に確認印を押捺し、受講者に発行する。
⑥受講者は所属連盟（協会）へ受講証明書を提出する。

1.2.3.養成講習会の形式
養成講習会は面接講義、あるいは面接講義とメディア講義を併用して行われる。

1.2.3.1.面接講義
講義、演習もしくは実技のいずれかまたはこれらの併用により、対面で行われる講義を指す。

1.2.3.2.メディア講義
メディア講義はメディアを利用して行われる講義であり、同時双方向型およびオンデマンド型の 2 つの形式とする。同時双方向型は、同時かつ双方向の形態で講師と受講者がやり取りすることが可能で、面接講義に近い環境で実施されるものである。オンデマンド型は、同時または双方向である必要がない講義形態である。

1.2.4.受講の有効期限
養成講習会の受講記録の有効期限は受講した日より 4 年後までとする。この期限までに資格審査試験（検定試験および課題審査）に合格することで資格が認定される。有効期限を過ぎた受講記録は無効となる。

1.2.5.受講料
資格審査試験受験料（講習会受講料を含む）は、公認柔道指導者資格制度規程の別表 2 に示すとおりとする。なお学生（学校教育法で規定された学校および専修学校、ならびに国の行政機関などの付属機関として設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者）に関しては、学生公認資格取得促進制度（都道府県連盟（協会）主催、学生柔道連盟が主管で実施する C 指導員養成講習会については、受講料を無料とする。）が適用できる。

1.2.6. 救急処置 I の集合による受講の免除
C 指導員養成講習会の「救急処置 I 」については、救急処置に関する専門的な知識および技能を有し、資格証、所属機関が発行する証明書その他の書類により、これらを客観的に証明することができる者については、C 指導員養成講習会を主催する都道府県連盟（協会）の確認により、当該科目の「集合」で定められた時数の受講を免除することができる。免除された「集合」で定められた時数については、資格認定にあたり受講したものとみなす。

なお「集合」で定められた時数の受講を免除された者についても、「その他」で定められた課題等は免除されない。また、資格審査試験における検定試験および課題レポートについても、通常の受講者と同様に所定の基準を満たさなければならない。

1.3.指導者資格の認定

1.3.1.認定の所管

指導者資格認定の所管は以下のとおりとする。

A 指導員：本連盟中央指導者資格審査委員会

B 指導員：都道府県柔道連盟（協会）指導者資格審査委員会

C 指導員：都道府県柔道連盟（協会）指導者資格審査委員会

1.3.2.認定の要件

指導者資格認定の要件は以下のとおりとする。

①全ての講義を受講し、資格審査試験（検定試験および課題審査）に合格した場合に，所管する資格審査委員会の審査を経て、資格が認定される。

②検定試験は 6 割以上の評価で合格となる。評価が 6 割に満たない場合，再試験は実施されず、指導者資格の認定を受けようとする場合は、改めて養成講習会を受講し資格審査試験に合格しなければならない。

③課題審査は 6 割以上の評価で合格となる。課題審査の方法は、指導者資格の区分に応じて以下のとおりとする。

A 指導員：課題レポートの提出、当該内容に関するプレゼンテーションおよび審査員との質疑応答により総合的に評価する

B 指導員およびC指導員：課題レポートにより評価する

A 指導員の課題審査の評価が 6 割に満たない場合、1 回に限り再審査が認められる。再審査は、課題レポート、プレゼンテーションおよび質疑応答の全部または一部について行われる。B 指導員およびC指導員の課題レポートの評価が 6 割に満たない場合、1 回のみ再提出が認められる。再提出後の評価が 6 割以上となれば当該課題審査は合格となる。

1.4.C指導員養成校制度を活用した C 指導員資格の認定

1.4.1.C 指導員養成校の認定

C 指導員養成講習会の講習科目（種目の特性に応じた基礎理論、実技）の全ての内容（内容の詳細）が大学等（学校教育法で規定された大学および専修学校、並びに国の行政機関などの付属機関として設けられた大学校）の授業科目のシラバスに明示され、該当する授業科目の単位を全て修得することで C 指導員養成講習会を受講したとみなせるカリキュラムを有する大学等を、本連盟中央審査資格委員会は当該大学等からの申請に基づき C 指導員養成校として認定できる。

1.4.2.C 養成講習会受講免除者の認定

C 指導員養成校に所属する学生が、対応する大学等の授業科目の単位を全て修得した場合、本連盟指導者養成委員会は C 指導員養成校からの申請に基づき、当該学生を C 指導員養成講習会受講免除者（以下、受講免除者）として認定できる。受講免除者は、C 指導員養成講習会の受講が免除され、本連盟指導者養成委員会が実施する資格審査試験を受験することができる。

1.4.3.受講免除者の指導者資格の認定

資格審査試験に合格した受講免除者は、本連盟指導者養成委員会から所管する各都道府県連盟（協会）に対して C 指導員候補者として通知され、1.3.1 に定める資格審査委員会により認定の可否が審査される。

1.4.4.C 指導員養成校制度運用規準
　その他、C指導員養成校制度を活用した C 指導員資格の認定に関する詳細については、C 指導員養成校制度運用規準の定めるところによる。

2.資格の有効要件
2.1.総論
　指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
①指導者資格が認定され、有効期間内にあること
②本連盟会員登録をしていること
③指導者資格登録をしていること
④指導者資格が停止されていないこと

2.2.有効期間
　指導者資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その 1 年後応当日の直後に到来する 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟が指定する更新に係る講習を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに 1 年間更新されるものとし、以後これにならう。

2.3.本連盟会員登録
　本連盟登録会員であることが必須要件である。

2.4.指導者資格登録
　指導者資格取得者は「指導者資格登録」を行う。指導者資格は「指導者資格登録」を行うことにより有効となる。

2.5.指導者資格が停止されていないこと
　倫理・懲戒規程等により指導者資格が停止されている期間は、資格は有効でない。

2.6.資格の再有効化
　指導者資格が有効でなくなったときは、次のとおり資格を再び有効とする。
①更新しないまま有効期間を徒過したとき
　有効であった期間の翌年度中に、更新条件を満たす。ただし翌々年度以降は再有効化できない。
②会員登録、資格登録を怠ったとき
　登録する。
③指導者資格が停止されたとき
　停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす。

3.資格の更新条件
　指導者資格の有効期間満了前に以下の 4 つの講習（以下、更新講習）を全て受講することで、資格の有効期間が更新される。ただし有効期間内に更新条件を満たさなかった場合、資格は有効でなくなる。
①コンプライアンス講習
②審判規程講習

③安全指導講習
④本連盟トピックス（A、B、C 指導員）
　B、C 指導員の更新に関しては、都道府県連盟（協会）においてトピックスを作成することもできる。

3.1.更新講習の形式
　更新講習は面接講義、あるいはメディア講義で行われる。

3.2.受講記録
　面接講義の受講履歴は更新講習主催者により、またメディア講義の受講履歴は自動的に、本連盟登録システムに記録される。

4.資格の停止、喪失
　指導者としての技量が不足していると本連盟によって判断されたときは、その指導者資格について期間を定めて停止される、または喪失させられることがある。

5.日本スポーツ協会公認指導者資格
①A 指導員資格を取得した場合、日本スポーツ協会公認コーチ 3 の専門科目の講習・試験が免除される。
②B 指導員資格を取得した場合、日本スポーツ協会公認コーチ 1 の専門科目の講習・試験が免除される。

6.学校顧問特例資格制度
　当該制度については、第三章で定める。

第二章　本連盟、都道府県柔連（協会）に向けて

1.指導員養成講習会
1.1.概要
　養成講習会とは、指導者資格の認定を希望する者が受講する講習会で、指導者資格の区分に従って所管する団体が開催する。

1.2.養成講習会の所管
A 指導員：全日本柔道連盟
B 指導員：都道府県柔道連盟（協会）
C 指導員：都道府県柔道連盟（協会）

1.3.養成講習会としての認定
　本連盟はカリキュラム、テキスト、講師、諸手続き、運営、成績評価等を確認し、養成講習会として認定する。一旦認定された養成講習会であっても、本連盟が要件を満たさないと判断した場合は認定を取り消すことがある。

1.3.1.カリキュラム
　A、B および C 指導員養成講習会のカリキュラムは【別表 1】に示す。養成講習会においては「集合」で定められた時数を実施し「その他」で定められた時数分をレポート等の課題形式で課す。

なお、C 指導員養成講習会の「救急処置I」における「集合」で定められた時数の受講免除については、第一章 1.2.6 に定めるところによる。

1.3.2.テキスト

使用するテキストは以下とする。

A 指導員養成講習会：「柔道テキスト A」
B 指導員養成講習会：「柔道テキスト B」
C 指導員養成講習会：「柔道テキスト C」

テキストはすべて電子媒体とし、本連盟のホームページからダウンロードする。

1.3.3.講師

①原則として、A 指導員が担当する。本連盟開催の講師養成研修会への参加経験者など十分な専門知識を有する者が担当することが望ましい。
②原則の例外として「トレーニング論」や「救急処置」など専門性が高い科目については指導者資格の有無に関わらず大学教員や医療従事者等の専門性を有する者も任用できる。
③本連盟は独自に講師人材を派遣講師バンクとしてリストアップし、都道府県柔道連盟（協会）からの要請に応じて講師として派遣する。

1.3.4.資格審査試験受験料（講習会受講料を含む）

資格審査試験受験料は、公認柔道指導者資格制度規程の別表 1 に定めるとおりとする。

ただし、学生（学校教育法で規定された学校および専修学校、ならびに国の行政機関などの付属機関として設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者）に関しては、学生公認資格取得促進制度（都道府県連盟（協会）主催、学生柔道連盟が主管で実施する C 指導員養成講習会については、受講料を無料とする。）が適用できる。この制度を適用して行う C 指導員養成講習会の開催費用は全て本連盟が負担する。

1.3.5.養成講習会の形式

養成講習会は面接講義、あるいは面接講義とメディア講義を併用して行われる。

1.3.5.1.面接講義

講義、演習もしくは実技のいずれかまたはこれらの併用により、対面で行われる講義を指す。

1.3.5.2.メディア講義

メディア講義はメディアを利用して行われる講義であり、同時双方向型およびオンデマンド型の 2 つの形式とする。同時双方向型は、同時かつ双方向の形態で講師と受講者がやり取りすることが可能で、面接講義に近い環境で実施されるものである。オンデマンド型は、同時または双方向である必要がない講義形態である。

1.3.6.その他

所属する会員が、他の都道府県連盟（協会）が開催する養成講習会の受講を希望する場合は、受講の可否を開催する連盟（協会）に問い合わせなければならない。他の都道府県連盟（協会）からその連盟（協会）に所属する会員の養成講習会受講の可否の問い合わせがあった場合は、講習会を開催する連盟（協会）は、特段の事情がない限り受講を認めなければならない。

●他の都道府県連盟（協会）が実施する講習会に参加する際の流れ
①受講希望者が所属連盟（協会）に申し込む。

②所属連盟（協会）が実施連盟（協会）に受講の可否を問い合わせる。
③受講可の場合は、所属連盟（協会）が受講票を発行する。
④受講希望者が受講し、実施連盟（協会）へ受講票を提出する。
⑤実施連盟（協会）は受講証明書に確認印を押捺し、受講者に発行する。
⑥受講者は所属連盟（協会）へ受講証明書を提出する。

1.4.資格の認定
①全ての講義を受講し、資格審査試験（検定試験および課題審査）に合格した者に対して、中央指導者資格審査委員会（A 指導員）、または都道府県指導者資格審査委員会（B 指導員、C 指導員）は審査の上、資格を認定する。
②検定試験は 6 割以上の評価で合格とする。検定試験の評価が 6 割に満たない者は不合格とし、再試験は実施しない。指導者資格の認定を受けようとする者には、改めて養成講習会を受講し資格審査試験等を受験させる。
③課題審査は 6 割以上の評価で合格とする。課題審査の方法は、指導者資格の区分に応じて以下のとおりとする。
A 指導員：課題レポートの提出、当該内容に関するプレゼンテーションおよび審査員との質疑応答により総合的に評価する
B 指導員およびC指導員：課題レポートにより評価する
A 指導員の課題審査の評価が 6 割に満たない場合、1 回に限り再審査を認める。再審査は、課題レポート、プレゼンテーションおよび質疑応答の全部または一部について行うものとし、その方法は別に定める。B 指導員およびC 指導員の課題レポートの評価が 6 割に満たない場合、1 回のみ再提出を認める。再提出後の評価が 6 割以上となれば当該審査を合格とする。

2.資格の更新条件
指導者資格の有効期間満了前に以下の 4 つの更新講習を全て受講することで、資格の有効期間が更新される。ただし有効期間内に更新条件を満たさなかった場合、資格は有効でなくなる。
①コンプライアンス講習
②審判規程講習
③安全指導講習
④本連盟トピックス（A、B、C 指導員）
B、C 指導員の更新に関しては、都道府県連盟（協会）においてトピックスを作成することもできる。

2.1.更新講習の形式
更新講習は面接講義、あるいはメディア講義で行われる。

2.2.受講記録
面接講義の受講履歴は更新講習主催者により、またメディア講義の受講履歴は自動的に、本連盟登録システムに記録される。

3.資格の停止、喪失
指導者資格が停止された時は、資格は有効でなくなり、停止期間が満了し、条件（もしあれば）が満たされた時に再有効化される。指導者資格が喪失された時は、指導者資格登録は抹消される。

4.学校顧問特例資格制度
当該制度については、第三章で定める。

第三章　学校顧問特例資格

1.学校顧問特例資格制度

　学校顧問特例資格制度は、学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的で特例措置として設置するものである。

1.1.資格適応範囲

　有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟またはその加盟団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務めることができる。

1.2.資格認定

　公認柔道指導者資格制度規程第 18 条に則り、以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校顧問特例資格の認定を受けることができる。ただし指導者資格を有する者または二段以上の者は学校顧問特例資格の認定を受けることはできない。

①学校教員で所属校の部活動の（管理的）顧問。

②柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者。ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することを推奨する。

1.3.資格認定手続き

　学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。

①認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府県柔道連盟（協会）に提出する。

②本資格の申請料は徴収しない。

1.4.資格の有効要件

　学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

①特例資格が認定され、有効期間内にあること。ただし、本資格の有効期間は当該年度末（3 月 31 日）までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。

②本連盟会員登録（学校顧問特例資格）をしていること。

原則として 1 年に 1 回、本連盟が指定する講習会（安全指導、基本指導の講習）を受講することを推奨する。

第四章　その他

1.この規則は、本連盟会長の決裁により改廃される。

2.この規則は、2026 年 10 月 8 日より改正して施行される。

3.この規則に定めのない事項は、公認柔道指導者資格制度運用規準に定める。

【別表 1】

	＜A 指導員養成講習会科目の詳細＞					
	公益財団法人全日本柔道連盟　公認柔道指導者資格制度　A 指導員					
		科目	内容	集合	その他	計
種目の特性に応じた基礎理論	1	柔道論Ⅲ	柔道の本質	1	0	1
			柔道発展史と近代柔道	1	0	1
			柔道の国際化	1	1	2
			柔道を通した国際理解・貢献	1	1	2
			柔道の今日的課題	1	1	2
	2	安全管理・指導Ⅲ	柔道の安全管理・安全指導体制	2	1	3
			柔道事故の実態と法的責任	1	1	2
	3	指導者の倫理Ⅲ	暴力行為（ハラスメント等）のない柔道指導，礼節に裏付けられた行動とコンプライアンス	1	0	0
	4	柔道の科学Ⅲ	柔道指導に必要な生理学的知識	2	0	2
			柔道指導に必要な栄養学的知識	2	0	2
			柔道指導に必要な心理学的知識	2	0	2
			柔道指導に必要な運動学的知識	2	0	0
	5	柔道指導論	柔道技術の練習法	1	0	1
			目的や対象に応じた柔道指導	1	0	1
	6	柔道の競技力向上策	柔道競技力向上のための情報戦略システム	1	2	3
			柔道競技者の養成システム	1	0	1
			柔道指導者の養成システム	1	0	1
			合計	22	7	29
実技	1	実践的指導	基本指導の応用と実践	1	0	1

			投げ技と固め技の実践的指導	2	0	2
			対人技能（連絡技，変化技等）実践的指導	1	0	1
	2	体力トレーニングⅢ	体力向上とコンディショニング	1	2	3
	3	救急処置Ⅲ	柔道場での救急処置と事故後の対応	1	0	1
	4	審判規定と審判法Ⅱ	審判規定と審判法の実際，および問題点	1	1	0
	5	柔道形	各種「形」	2	0	2
			合計	9	3	12
指導実習	1	指導計画Ⅱ	指導計画立案の実践	3	2	5
			指導計画の実施と評価の実践	3	4	7
	2	対象に応じた指導法Ⅱ	対象に応じた指導の実践	3	4	7
			合計	9	10	19
			合計	**40**	**20**	**60**

	＜B 指導員養成講習会科目の詳細＞			1	1	1
	公益財団法人全日本柔道連盟　公認柔道指導者資格制度　B 指導員					
		科目	内容	集合	その他	計
種目の特性に応じた基礎理論	1	柔道論Ⅱ	柔道の歴史	1	0	1
	2	安全管理・指導Ⅱ	柔道の安全管理・安全指導，事故予防策	2	1	3
	3	指導者の倫理Ⅱ	柔道指導者としての振る舞い（暴力行為等の根絶，礼節と道徳性の価値）	1	1	2
	4	柔道の科学Ⅱ	柔道指導に必要な生理学・栄養学的基礎	2	0	2
			柔道指導に必要な心理学・運動学的基礎	1	1	2

	5	マネジメントⅡ	チームマネジメント，合宿・大会運営	1	1	2
				8	4	12
実技	1	基本指導Ⅱ	基本指導	1	0	1
			投げ技の指導体系	1	0	1
			固め技の指導体系	1	0	1
			対人技能（連絡技，変化技等）の指導体系	1	0	1
	2	体力トレーニングⅡ	柔道の体力トレーニング	1	0	1
	3	救急処置Ⅱ	柔道場での救急処置の実際	1	1	2
	4	審判規定と審判法Ⅰ	審判規定と審判法の概要	1	0	1
			合計	7	1	8
指導実習	1	指導計画Ⅰ	指導計画立案の概要（策定の視点）	1	0	1
			指導計画の実施と評価の概要	1	1	2
	2	対象に応じた指導法Ⅰ	ジュニア期とシニア期の柔道指導の基本	1	0	1
			合計	3	1	4
			合計	**18**	**6**	**24**

	＜C 指導員養成講習会科目の詳細＞					
	公益財団法人全日本柔道連盟　公認柔道指導者資格制度　C 指導員					
		科目	内容	集合	その他	計
種目の特性に応じた基礎理論	1	柔道論Ⅰ	柔道の特性	1	0	1
	2	安全管理・指導Ⅰ	柔道の安全管理・安全指導の基本	2	1	3
	3	指導者の倫理Ⅰ	柔道指導者の心構え（暴力行為等の根絶，礼節の社会的意義）	1	0	0
	4	柔道の科学Ⅰ	発育発達段階に応じた柔道指導	1	1	2
	5	マネジメントⅠ	指導組織のマネジメント	1	0	1
			合計	6	2	8
実技	1	基本指導Ⅰ	基本指導の基礎	1	1	2

			投げ技の基本指導	1	0	1
			固め技の基本指導	1	0	1
	2	体力トレーニングⅠ	体力トレーニングの基本	1	0	1
	3	救急処置Ⅰ	救急処置法の概要	2	1	3
			合計	6	2	8
			合計	**12**	**4**	**16**